

GRAND OAK PLAYERS COURSE FRIENDS MEMBER

グランドオークプレイヤーズコース フレンズ会員

第1条(名称)

本会則の対象となる会員は「グランドオークP Cフレンズ会員」(以下「フレンズ会員」といいます。)と称します。

第2条(所在地)

フレンズ会員は、その所在地を(株)グランドオークゴルフクラブ(以下「会社」といいます。)の経営するグランドオークプレイヤーズコース(兵庫県加東市長貞1843番地、以下「本コース」といいます。)内におきます。

第3条(入会資格)

フレンズ会員には、次のすべての要件を満たす方に限ります。

- (1)グランドオークプレイヤーズクラブJCBカードをお持ちでない方。
- (2)本コース利用約款および会則を遵守されること。
- (3)ゴルフエチケット・マナーを守っていただける方。
- (4)入会にあたり規定の登録料を納入いただくこと。
- (5)会社が入会を認めること。
- (6)暴力団の構成員またはその関係者でない方

第4条(フレンズ会員)

フレンズ会員とは、会社の所定する手続きを通じ、グランドオークP Cフレンズカード(以下「会員カード」といいます。)の発行を申し込み、入会審査のうえ会社が認め、会員カードが発行された方を対象とし、フレンズ会員の登録費を納め、フレンズ会員証を発行された方とします。

第5条(キャンセルフィ)

会員が会社の所定する方法にてプレー日を予約申込した後、会員の自己都合によりキャンセルをする場合は、会社の所定するキャンセルフィを、会社の所定する方法で会社に支払うものとします。また、会員が会員の紹介する顧客のためにプレー日を予約申込した後、会員または当該顧客の都合によりキャンセルする場合であっても同様とします。

第6条(登録料及び登録期間)

登録料は1,050円(消費税込)とし、登録期間は入金日より一年間とします。
登録料は理由の如何にかかわらず返還いたしません。

第7条(特典)

フレンズ会員は、入会することにより別に定める特典を受けることができます。

第8条(会員資格の喪失)

フレンズ会員が次の各号の一に該当する場合、会員の資格を喪失するものとします。

- (1)退会したとき。
- (2)除名されたとき。
- (3)死亡したとき。

第9条(会員資格の停止または除名)

フレンズ会員が次の各号の一に該当する場合、会社は当該会員に対して会員資格を停止、または除名することが出来ます。

- (1)会社又は本コースの名誉を毀損または秩序、エチケットをみだす行為があったとき
- (2)登録費、使用料、キャンセル料など会社からの請求に対して支払を怠り、催告をうけるもその後1ヵ月以内に支払いのないとき。
- (3)暴力団その他の反社会的団体の構成員ならびにその関係者と認められるものを同伴または紹介したとき

第10条(会員禁止事項)

フレンズ会員は、会員証を第三者に譲渡もしくは貸与できません。

第11条(施行)

本会則は、平成22年4月1日より発効します。